

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年5月15日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の家族（以下「被災者」という。）は、平成27年6月18日、会社Aに雇用され、B所在の同社C（以下「事業場」という。）において事務の業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成28年1月21日より体調不良を訴えて自宅で療養していたが、同月○日朝、死亡しているのを発見された。死体検案書には、直接死因は「副腎出血」、直接死因の原因は「敗血症」、死因の種類は「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月11日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の死亡原因となった疾病名及びその発症時期についてみると、D医師は、解剖所見から、「両側の副腎にびまん性の出血が生じている。プロカルシトニンなどが著増していることから、重症の敗血症を背景に副腎出血が生じた可能性が高い。感染源、感染経路については、不明である。」と述べている。

当審査会としては、被災者の症状経過、炎症性たん白（CRP）の血中濃度が31.5mg/dLときわめて高値であること及びD医師の医学的意見等に照らし、被災者は、○年○月○日、敗血症による副腎出血（以下「本件疾病」という。）を発症し、死亡に至った可能性が高いものと判断する。

(2) 請求人は、被災者が代替性のない長時間労働に従事したことなどにより免疫力が低下した結果、職場での感染により本件疾病を発症したと主張するので、以下検討する。

本件疾病の原因となる感染源及び感染経路について、D医師は、平成30年2月2日付け意見書及び剖検記録において、要旨、「形態学的には肺炎等の明らかな感染症は認められなかった。起炎菌は不明である。また、重症の敗血症を背景に副腎出血が生じた可能性は高いが、感染源、感染経路については、解剖所見からは不明であった。」と述べている。

また、請求人は、職場での感染が被災者の感染症の原因であると主張しているが、Eは、要旨、被災者は入居者を直接介護する業務は行っておらず、また、被災者が入社後に施設内で感染症にかかっていた入居者はいなかったと述べており、一件記録を精査しても、被災者の事業場での感染症の罹患を裏付けるものを見いだせない。

(3) 次に、被災者の労働時間等について検討する。

請求人は、被災者の時間外労働時間数について、発症前1か月は52時間44分、発症前2か月は57時間41分、発症前3か月は42時間40分、発症

前4か月は33時間43分、発症前5か月は37時間22分、発症前6か月は29時間2分であると主張している。

この点、被災者の出勤簿をみると、1か月当たり9日間の休日があり、また、仮に、請求人の主張を認めたとしても、免疫力の低下を来しうるほどの極度の長時間労働に該当するとは考え難い。

また、請求人は、要旨、「被災者が入社した頃、70kgほどあった体重が、11月頃には10kgほどやせた。見るからに疲れているのが分かる状態であった。」と申述している。

この点、被災者の入社時の健康診断表をみると、体重は68.4kgであるのに対し、剖検記録での体重は66kgであり、高度の体重減少が持続していたとも考えにくい。

以上から、被災者が長時間労働等により免疫力の低下を来していたとの請求人の主張は、明らかな根拠に基づくものとはいえない。

(4) 上記(2)及び(3)から、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、本件疾病の発症の原因となった感染源及び感染経路は不明であり、被災者が長時間労働等により免疫力の低下を来していたとは認められず、また、被災者の静養、治療の機会が損なわれた事情も認められないことから、本件疾病の発症と業務との間に相当因果関係は認められない。

(5) なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月10日